

東京医科歯科大学全学共通科目履修規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 2 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 4 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第 2 条 全学共通科目における授業科目は、次の 4 系をもって編成する。

- 自由教育講義系
- 自由教育実習系
- 自由教育セミナー系
- 基礎教育系

(授業科目及び単位数)

第 3 条 前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の授業科目及び修得すべき単位数等は、教養部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第 4 条 学則第 36 条に定める 1 単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間
 - (2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間
- 2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。
- (1) 学習目標を十分に満たすこと
 - (2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

(履修届)

第 5 条 学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(定期試験)

第 6 条 履修した授業科目については、試験を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目又は試験を行うことが困難な授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、試験によらず、指定した課題についての報告等をもって試験に代えることができる。
- 3 第 1 項の試験については、別に定める。
- 4 試験に合格したときは、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 7 条 履修した授業科目の成績については、別表 2 により学習の評価を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する授業科目のうち、第1項により難しい場合の学習の評価は、別表3により行う。
- 3 第1項及び第2項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。
- 4 教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

(再履修)

第8条 前条により、「不可」又は「不合格」の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

(懲戒)

第9条 教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第58条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては別に定める。

(進級要件)

- 第10条 別表1(1)に定める単位をすべて修得しなければ、第2学年に進級することができない。
- 2 別表1(2)に定める単位をすべて修得しなければ、第3学年に進級することができない。
 - 3 別表1(3)に定める単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。
 - 4 別表1(4)に定める単位をすべて修得しなければ、卒業することはできない。
 - 5 全学共通科目の単位の認定については、教養部教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。
 - 6 教養部長は、前項の認定の結果について各学部長に通知する。
 - 7 2年以内に、別表1(1)に定める単位をすべて修得することができない学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第33条第1項第1号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。
 - 8 前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
 - 9 第7項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、教養部長が再審議の必要性があると判断したときは、教養部長は、教務委員会等に再度審議を行わせるものとする。

(歯学部口腔保健学科編入学生の履修)

第11条 学則第18条及び第18条の2に定める歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修に関する必要な事項は、教養部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの(以下「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）および平成18年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規則第11号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規則第14号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月25日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第72号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	A+
優	A
良	B
可	C
不可	D

附 則（平成29年3月31日規則第53号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。」）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月1日規則第31号）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年10月23日規則第108号）

この規則は、令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第138号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。」）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

(1)第1学年

授 業 科 目		修 得 す べ き 単 位 数						備 考	
		医 学 部			歯 学 部				
		医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科			
			看護学 専攻	検査技 術学専 攻		口腔保 健衛生 学専攻	口腔保 健工学 専攻		
自由教育講義系	人文科学・社会科学	哲学Ⅰ							
		哲学Ⅱ							
		倫理学Ⅰ							
		倫理学Ⅱ							
		心理学Ⅰ							
		心理学Ⅱ							
		宗教学Ⅰ							
		宗教学Ⅱ							
		芸術Ⅰ							
		芸術Ⅱ							
		歴史学AⅠ							
		歴史学AⅡ							
		歴史学BⅠ							
		歴史学BⅡ	8	8	8	8	8	8	選択科目
		民俗学Ⅰ							1科目
		民俗学Ⅱ							2単位
		科学史Ⅰ							
		科学史Ⅱ							
		文学AⅠ							
		文学AⅡ							
		文学BⅠ							
		文学BⅡ							
		法学Ⅰ							
		法学Ⅱ							
政治学Ⅰ									
政治学Ⅱ									
経済学Ⅰ									

	経済学Ⅱ						
	社会学AⅠ						
	社会学AⅡ						
	社会学BⅠ						
	社会学BⅡ						
	社会心理学Ⅰ						
	社会心理学Ⅱ						
	社会思想史Ⅰ						
	社会思想史Ⅱ						
	文化人類学Ⅰ						
	文化人類学Ⅱ						
	Japanese Culture and SocietyⅠ						
	Japanese Culture and SocietyⅡ						
	グローバル教養科目 (注1)						
	人文社会科学特論(注1)						
自然科学	物理学入門	1		1	1		選択科目
	生物学入門	(注2)		(注2)	(注2)		
	化学入門						
	数学Ⅰ	1		1	1		必修科目
	物理学Ⅰ	1		1	1		
	数学Ⅱ	1			1		医学科・歯学科は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。
	物理学Ⅱ	(注3)		1	(注3)		

自由教育実習系		統計学		1	1		1	1	必修科目
		化学	2		2	2			
		化学基礎		1			1	1	
		生物学	2		2	2			
		細胞生物学基礎		1			1	1	
		人体の生物学基礎		1			1	1	
	外国語	英語	4	4	4	4	4	4	必修科目
		日本語(注4)	4	4	4	4	4	4	選択科目 1科目 4単位
		ドイツ語							
		フランス語							
		中国語							
		スペイン語							
自然科学	物理学実験	1			1			必修科目	
	化学実験	1			1				
	生物学実験	1			1				
	サイエンスPBL入門	1			1				
	科学基礎実験			1				看護学専攻・口腔保健衛生学専攻・口腔保健工学専攻は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。	
	科学基礎演習		1 (注5)			1 (注5)	1 (注5)		

		情報科学		1	1		1	1	必修科目
		情報処理	1			1			
	保健 体育	スポーツ・健康科学	1	1	1	1	1	1	
		フィットネスマネジメント	1	1	1	1	1	1	
自由 教育 セミナー系	共通 領域	共通領域セミナー科目	2	1	1	2	1	1	必修科目(具体的な科目名は、全学共通科目教育要項に定める。)
基礎 教育系	共通 領域	グローバル教養総合講座	1	1	1	1	1	1	必修科目
		医療とAI・ビッグデータ入門(注6、7)	1		1	1			
第1学年 小計			35	26	32	35	26	26	

(注)

- 1 詳細は、全学共通科目教育要項に定める。
- 2 医学部医学科、保健衛生学科検査技術学専攻及び歯学部歯学科の学生については物理学入門、生物学入門、化学入門のうちから1科目(1単位)を選択する。
- 3 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については数学Ⅱ、物理学Ⅱのうちから1科目(1単位)を選択する。
- 4 外国人留学生のみ履修できる。
- 5 保健衛生学科看護学専攻及び口腔保健学科の学生については科学基礎実験又は科学基礎演習のいずれか1科目(1単位)を選択する。
- 6 保健衛生学科看護学専攻、口腔保健学科口腔保健衛生学専攻及び口腔保健学科口腔保健工学専攻の学生については自由科目(1単位)として履修することができる。
- 7 必修科目として履修していない第2学年以上の学生については自由科目(1単位)として履修することができる。

(2)第2学年

授業科目			修得すべき単位数					備考	
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻		口腔保健工学専攻
基礎教育系	教養教育	生命科学基礎	2			2		必修科目	
		主題別選択Ⅰ	1			1			
	連携教育	教養英語				4			
		情報科学演習				1			
		サイエンスPBL				1			
		生命科学(人体の生物学)				2			
		生命科学(生物物理化学)				2			
		人文社会科学総合講義				2			
		医療人間学概論(倫理学)		1					
		医療人間学概論(法学)		1					
医療人間学セミナー		1							
第2学年 小計			3	3		15			

(3)第3学年

授業科目			修得すべき単位数					備考	
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻		口腔保健工学専攻
基礎教育系	教養教育	主題別選択Ⅱ	1			1		必修科目	
		主題別人文社会科学セミナー	2			2			
第3学年 小計			3			3			

(4)第4学年

授 業 科 目			修 得 す べ き 単 位 数					備 考	
			医 学 部			歯 学 部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学 専攻	検査技 術学専 攻		口腔保 健衛生 学専攻		口腔保 健工学 専攻
基礎 教育系	連携 教育	医療人間学概論(法 学)			1			必修 科目	
第4学年 小計					1				
全学共通科目 合計			41	29	33	53	26	26	

別表2

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第1項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	A+	合格
	当該科目の到達目標を全て達成した	A	
	当該科目の到達目標を概ね達成した	B	
	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	C	
	当該科目の到達目標を達成していない	D	不合格
	到達目標の達成度を評価できない	F	

別表3

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第2項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
	当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格